

# 情報セキュリティに関する基本方針

---

令和3年4月5日 理事会決定

一般財団法人海域環境研究機構は、当財団の保有する情報資産を適切に管理し、保護するために、以下の情報セキュリティに関する基本方針を定めます。

---

## 1 情報セキュリティの重要性の認識

私たちは、当財団の保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、情報セキュリティを確保することが、より良い事業活動のための必須の条件であり、組織の信頼性を確保するうえできわめて重要であることを認識します。

---

## 2 管理体制及び規定類の整備

私たちは、本情報セキュリティに関する基本方針に基づき、情報セキュリティに関する管理体制を整備し、情報セキュリティに関する管理基準等の規定類を整備します。

---

## 3 対策の実施

私たちは、当財団の情報資産に対する不正な侵入、改ざん、利用妨害、あるいは、情報の漏洩、紛失、盗難、不正使用などの問題・事故が発生しないよう、物理的、人的、技術的対策を駆使して、情報セキュリティ対策の実施に努めます。

---

## 4 啓発と教育

私たちは、当財団の役職員等に対し、情報セキュリティの確保に必要な啓発と教育を実施します。

---

## 5 法令等の遵守

私たちは、情報セキュリティに関係する法令や社会的規範、顧客との契約を遵守し、行動します。

---

## 6 対策の継続的改善

私たちは、情報セキュリティ対策を確実に実施するとともに、その有効性を確認し、継続的改善に努めます。

---

## 7 体制及び基準

「情報セキュリティに関する基本方針」を具体的に実施するため、「情報セキュリティ管理基準」を制定し、実行するものとします。